

平成29年9月22日

日本産婦人科医会会員各位

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之
母子保健部会
担当常務理事 関沢 明彦

臍帯血採取時における適正な情報の提供について

拝啓

日頃より本会事業の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省移植医療対策推進室から依頼のあった「臍帯血プライベートバンクに関する実態調査」にご協力いただきありがとうございました。厚生労働省健康局長から、御礼とともに、標記についてのさらなる協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

現在、臍帯血プライベートバンクの契約締結時等に、公的さい帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの違い、公的さい帯血バンクによる臍帯血の提供体制が整備されてきていること、そして、臍帯血プライベートバンクのなかに臍帯血保管体制が明確でない施設があること等に関する情報の共有が十分でない実態が明らかになりました。そのため、今後、臍帯血に関する適正な情報が提供されることを目的として、臍帯血採取に関するQ&Aや臍帯血保管体制が明確なプライベートバンクのリスト等を厚生労働省HPの「赤ちゃんを出産予定のお母さんへ（臍帯血関連情報）」に掲載される予定とのことです。妊産婦から臍帯血採取に関する質問や臍帯血プライベートバンクの契約依頼があった際等にご活用いただきたいと思います。

また、HPに掲載を希望するQ&A案がありましたら、本会母子保健部会までご連絡ください。臍帯血に関する適正な情報提供についてご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

(参考)

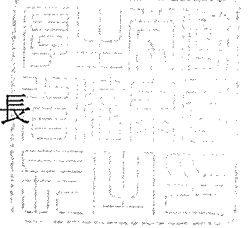
厚生労働省HP「赤ちゃんを出産予定のお母さんへ（臍帯血関連情報）」URL：
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html

健発0912第2号
平成29年9月12日

公益社団法人日本産婦人科医会長 殿



厚生労働省健康局長



臍帯血採取時における適正な情報の提供について（協力依頼）

厚生労働行政の推進について、日頃より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

造血幹細胞移植に用いる臍帯血の提供については、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。以下「造血幹細胞移植法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた臍帯血供給事業者（現在全国で6カ所。以下「公的さい帯血バンク」という。）が、国の定める品質・安全性基準に則り、臍帯血の採取、保存、引渡し等を行い、移植医療施設を通じて、移植を必要とする患者に対し臍帯血の提供を行っているところです。

一方、いわゆる臍帯血プライベートバンクは、出生児等の将来の疾病の治療等に備えるため、契約者（依頼者）からの委託を受けて出産時に臍帯血を採取、保存等を行う業者です。

先般は臍帯血プライベートバンクの業務実態等に関する調査につきまして、貴会や貴会関係医療機関の皆様にご協力いただきましたことに御礼申し上げます。本調査結果からは、契約締結時における臍帯血プライベートバンクから契約者（依頼者）への説明において、公的さい帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの基本的な役割の違いや、白血病等の血液疾患の治療を目的とした移植については、造血幹細胞移植法に基づいた公的さい帯血バンクによる臍帯血の提供体制が整備されていること等について、周知が十分ではないことが分かりました。

本調査結果を踏まえ、厚生労働省としては、臍帯血の採取を希望する方に対し、正しい情報が提供されることが必要であると考えます。そのため、厚生労働省からは、臍帯血プライベートバンクに対して、契約者（依頼者）への適切

な情報提供を行うよう求めることとしています。貴会関係医療機関におかれましても、臍帯血プライベートバンクを利用して臍帯血の保管を希望する方から、出産時における臍帯血の採取を依頼された場合や、臍帯血に関する質問があった場合には、別添のチラシを活用してご説明いただくなど、適切な情報提供についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、新たに、臍帯血プライベートバンクに対して業務内容等について届出を求めることとしており、今後厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html）において、当該届出の内容を公表する予定ですので、貴会関係医療機関におかれましてもご参照ください。

さらに、現在までに提携したことのない新たな事業者から臍帯血の採取や提供の依頼があった場合には、上述の厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html）をご確認いただき、当該事業者が掲載されていない場合には、当該事業者の名称、連絡先等を厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室宛てに情報提供いただきますよう、ご協力の程ようお願い申し上げます。

赤ちゃんを出産予定のお母さんへ

～さい帯血の提供または自己保存の参考にしてください～



白血病などの血液の病気等（※）の患者さんの治療のために、お母さんから無償で提供してもらった「さい帯血」を保管して、「さい帯血移植」を必要とする患者さんに提供する「公的さい帯血バンク」という仕組みがあります。（※）厚生労働省が定める27疾病

「さい帯血」とは

赤ちゃんとお母さんを結ぶへその緒をさい帯といい、さい帯と胎盤の中に含まれる血液を「さい帯血」といいます。

さい帯血には、血液を造る細胞（造血幹細胞）がたくさん入っているため、白血病などの病気の患者さんの治療に使うことができます。

「さい帯血移植」に使う「さい帯血」について

白血病などの血液の病気等で血液を正常に造れなくなった患者さんに、さい帯血を移植すること（「さい帯血移植」）によって、患者さんの血液を造る力を回復させることができます。

さい帯血移植に使うさい帯血は、出産時に、「公的さい帯血バンク」を通じてお母さん達から無償で提供していただきます。

「公的さい帯血バンク」について

移植に使用するさい帯血の検査や調製、保存を行うためには、国が定めた設備や技術の基準を守ることが必要です。現在、基準を満たし国から許可を受けた「公的さい帯血バンク（臍帯血供給事業者）」が全国に6つあり、10,000本以上のさい帯血が保存されています。

この「保管さい帯血」から、患者さんの白血球の型と適合するさい帯血が、90%の確率で見つかるかとされています。

★「公的さい帯血バンク」へのさい帯血の寄付をお考えの方へ

さい帯血は、公的さい帯血バンクと提携している産科医療機関でのみ提供することができます。出産予定の産科医療機関で、さい帯血を寄付することができるかについては以下のURLでご確認ください。

→ **さい帯血を提供できる産科医療機関について**

<http://www.bmdc.jrc.or.jp/generalpublic/saitai.html#an5>



さい帯血の自己保存をお考えの方へ

上記のように、白血病などの疾患の治療のために移植が必要な患者さんに対して、人助けとして、さい帯血を提供する仕組みについては、「公的さい帯血バンク」が既に存在します。将来お母さんやお子さんが白血病等の疾患になる可能性を心配されて、ご自身でさい帯血を保存するかについては、さい帯血の安全性や、契約終了時にお母さんやお子さんに無断で提供されないか等を慎重にご確認ください。

さい帯血 プライベートバンク

将来ご自身やお子さんが何らかの病気になる可能性、または、現在まだ効果の証明されていない治療方法にさい帯血を使う可能性を考えて、委託契約を結び、保管料を支払い、さい帯血を保管してもらおう事業者を「さい帯血プライベートバンク（民間さい帯血バンク）」といいます。

- ▶ 「さい帯血プライベートバンク」は公的さい帯血バンクと異なり、国の許可を得た事業者ではなく、さい帯血の調製・保存などは国が定める基準と同様に行われているとは限りません。
- ▶ 「さい帯血プライベートバンク」への、さい帯血保管委託をお考えの方は、どのような契約内容であるか（さい帯血の調製・保存方法や、契約終了時のさい帯血の取扱いなども含めて）、さい帯血プライベートバンクの実績など、よく説明を受けた上で、慎重にお考えください。

★ 厚生労働省のHPにも情報を掲載していますので、ご参考にしてください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html